

## 令和3年度 事業計画

### 【運営の基本方針】

我が国では人口減少局面に入って10年余りが経過し、減少傾向も次第に激しさを増している。総人口が減少する中、高齢者人口は増加するという全体的な傾向の中、地方によっては高齢者人口も減少するという局面も見られる。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた大都市の人口動向の変化も現れている。

そのような各地域での状況はありながらも、高齢者向け住宅の入居者の中心である85歳前後の人口は、団塊世代の高齢化とともに今後10年余りで顕著に増加することが予想され、「高齢期に健康を保ちながら快適に過ごせる住まい」や「介護を受けながら安心して住み続けることが出来る住まい」の質と量の充実が、今後ますます求められることになる。

当協会ではこれらの実現に寄与するため、働き方や会議、研修の新しいあり方を取り入れながら住宅・住生活部会とサービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会、それぞれの分野から力を結集し行政への政策提言・要望活動の強化、会員相互の情報交流・教育研修活動の強化、消費者・メディアへの情報発信力の強化をもって以下の事業に取り組む。

### 【事業計画】

#### ■ 住宅・住生活部会、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会 共通の事業

##### 1 高齢者住宅に関する政策提言・要望活動

高齢者住宅が質・量ともに適切に供給されるように、また住宅の運営面の品質を向上させて高齢者向け住宅業界の地位向上を図るため、社会への発信力を強化し以下の活動を行う。

###### (1) 行政への政策提言・要望活動

行政の動向を見ながら高齢者住宅業界に関連する規制緩和・支援制度に関する政策提言・要望活動を行う。

###### (2) 介護報酬改定に対する要望活動のための準備

令和6年度の医療と介護の同時報酬改定に向けて、サービス付き高齢者向け住宅の業界団体として要望活動を確実に実施するための準備を行う。

##### 2 広報活動

消費者・メディア等に高齢者向け住宅に関する各種の情報を広く提供するため、以下の業務を行う。

###### (1) ホームページ等による情報の提供

当協会の活動状況、実施結果について、諸官庁、関係団体等からの有益な情報等、関係団体主催のシンポジウムや研修会等についての情報提供を、ホームページ及びメールマガジンにより行う。

(2) メディアに対する情報の提供

政策提言・税制要望等の行動実績・結果、セミナー・研修会の開催について、新聞等のメディアに対する活動等、積極的な広報活動を行う。

### 3 関連団体との連携

高齢者住まいに関わる団体と連携し、高齢者の住生活の安定・向上のための活動を通じて情報提供、研修やセミナー、必要に応じて政策提言を行う。

(1) 高齢者住まい事業者団体連合会（高住連）との連携した活動

高住連については、現在、当協会役員が幹事として就任しており、定期的に事務局会・厚生労働省との定例会等を行い、行政への要望活動、研修事業等を連携して行ってきたところであるが、令和3年度においても引き続き連携した活動を行う。

(2) 住宅・住生活に関わる団体との連携

高齢者住宅用部材に係る事業において一般財団法人ベターリビング、高齢者住宅に係る税・予算について一般社団法人住宅生産団体連合会との連携を取ってきたところであるが、令和3年度においても更なる連携を図る。また、一般財団法人住まいづくりナビセンター等、事業で関連する団体と幅広い情報交換、事業協力を行う。

## ■ 住宅・住生活部会の事業

### 1 調査・研究事業

これまでの研究活動の継承を図り、会員が主体となってテーマを選定し調査・研究活動を行う。

(1) 今後の高齢期の住まいのあり方と選択に係る支援について

高齢期の心身の状況や志向等に合わせて多様化する高齢者の住まいのあり方、また、多様な住まいの選択の支援に資する情報提供のあり方に関すること。

「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及に関連して、高齢期にさしかかる早い段階で、自らの将来の住まい方について考えるための情報提供、相談窓口等の環境の充実に関すること。

(2) 地域におけるコミュニティ拠点の形成活動について

高齢化が進む郊外の戸建住宅団地において、地域の抱える課題の解決策として設置されたコミュニティ拠点を利用した活動の効果の検証に関すること。戸建住宅団地における課題の解決に向けた取り組みに関すること。

(3) 住まい環境整備モデル事業に関する効果の検証について

「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及活動の一環として、会員有志が事業提案し令和元年12月に採択された「人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業」での高齢期の早めの住み替えや、改修を促す

ための住まい方アセスメントと相談・サポート体制の構築と効果の検証に関すること。

## 2 高齢者住宅の普及促進関連事業

高齢者の住まい及びその環境に関連する施策等の普及や情報の提供に関する以下の事業について取り組む。

### (1) 高齢者住宅に関する情報提供事業

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの管理・運営を行い消費者と事業者双方にとって価値を高めることを目指す。

### (2) サービス付き高齢者向け住宅のあり方についての調査検討事業

国土交通省が設置した「サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会」に当協会から毎年度、委員が参画しているところ、引き続き、調査・研究事業の中で議論された内容について取りまとめを行い参画していくことを目指す。

### (3) 高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン、居住の場の選択に関する普及事業

「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及に関連しての活動を充実させる。

- ・ 高齢期の住まいについての相談体制を充実させるため、令和2年度、相談員養成のための「オンライン研修」を開始したところであるが、令和3年度はその拡充を目指す。
- ・ 高齢期の住まいについて幅広く相談を受け付けるため、昨年度、「オンライン総合相談窓口」を開設したところであるが、令和3年度はその拡充を目指す。
- ・ 上記の人材育成等により地方公共団体や関係する他団体のセミナー等に対して講師の派遣に対応する。

## ■ サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会の事業

### 1 調査・研究事業

サービス付き高齢者向け住宅付帯サービス品質向上化事業で会員から提出されたケアプランを分析し、サービス付き高齢者向け住宅での適切な介護保険サービス利用等についての調査・研究を行う。

### 2 サービス付き高齢者向け住宅付帯サービス品質向上化事業

令和元年度から開始した当事業は、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者の介護保険制度及び、入居者の外付けサービスの利用の仕方に対する理解の普及によって、サービス付き高齢者向け住宅が社会保障費の抑制や社会保障制度の維持に貢献することを社会に発信

してきた。令和3年度も引き続き当事業の拡大を目指す。

(1) 「行動規範」に対する「遵守宣言」を行う会員事業者を募集

当協会で制定した「行動規範」に対して「遵守宣言」を行う会員事業者を募り、提出された書類を確認したうえで「遵守宣言確認書」を登録された住宅単位で発行し、部会のホームページ上で公開する。

(2) 有識者による外部委員会設置の検討

透明性・公開性・有効性を高めるため、外部委員による委員会を設置し、遵守宣言を行った会員事業者より提出された書類をデータ化、分析し検証を行うことを検討する。

### 3 情報交流・教育研修事業

サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者相互の情報交流や関わる職員の教育研修のため以下の事業を行う。

(1) 研究大会の開催

サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者を対象に学術大会方式で開催し、事業者からの研究発表、行政担当者からの施策に関する講演、行政担当者・有識者・事業者等によるパネルディスカッション等を行う。開催はオンライン方式を原則とするが、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえ柔軟に対応する。

(2) 現地見学会の開催

これまで良質で健全な経営が行われている住宅の見学を通じ参加会員に対して運営のアドバイス等を行ってきたが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえ、可能な場合において実施する。また、地方の会員に配慮し地方都市での開催を検討する。

(3) セミナー・研修会の開催

サービス付き高齢者向け住宅運営事業者に向けた部会通信を週1回発行する。また、運営事業者の経営者層及び常駐職員向けに日々の運営に関する基礎知識、高齢者に対応する知識や感染症対策などのテーマで研修を実施する。開催はオンライン方式を原則とするものの、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえて柔軟に対応する。